

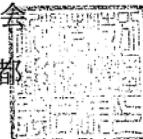


令和元年11月6日

新潟市長 中原 八一様

新潟市特別職報酬等審議会

会長 上村 都



特別職の報酬等の額について（答申）

令和元年10月29日に諮問のあった市長、副市長並びに議員の報酬等の額については、慎重に審議した結果、次のとおり決定したので答申します。

報酬等の額は、据え置くことが適当である。

（説明）

新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により諮問のあった現行の市長、副市長並びに議員の報酬等の額の適否について、新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容、他の政令指定都市などの特別職の報酬等の改定状況、新潟市の特別職報酬等の改定経緯、国家公務員の給与の状況、消費者物価指数、並びに新潟市の財政状況等の資料を参考に慎重に審議を行った。

委員からは、新潟市特別職の報酬等の額が他の政令指定都市との比較において低水準であるという意見の一方で、経常収支比率や財政力指数を見ると、現段階で報酬を引き上げる状況にはないという意見があった。

最終的には、人事委員会勧告における一般職給与の引き上げ幅がわずかであり、俸給表の改定も若年層を対象としたものであること、将来的にも楽観視できない財政状況の中で、引き上げとなると市民から理解が得られないのではないかということ等を勘案すると、改定する理由を見出すことは難しいとの意見で一致し、据え置きとすることが妥当との結論に至った。